

梨ト協発第80号  
平成29年10月12日

会 員 各 位

(一社) 山梨県トラック協会  
業 務 部

## 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う運賃・料金の変更届出について

平素は、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年11月4日よりトラック運送における運賃・料金の收受ルールがかわります。①「運賃」と「料金」の区分の明確化②「待機時間料」を新たに規定③附帯業務の内容をより明確化することを柱に標準貨物自動車運送約款等が改正されました。

つきましては、会員各位におかれましては、新標準貨物自動車運送約款を使用する場合は、関東運輸局山梨運輸支局に「運賃料金設定（変更）届出書」の提出が必要となります。  
(下記の対象外事業者除く)

### 【改正に伴う事業者の手続き等について】

#### ①改正告示後の標準貨物自動車運送約款を使用する場合

- ・改正告示後の標準貨物自動車運送約款を営業所に掲示する。
- ・運賃及び料金の変更届を行う。
- ・省令で変更後30日以内に届出を行うこととなっていますので、11月4日以降速やかに届出が必要です。

#### ②現在、標準貨物自動車運送約款等ではなく認可を受けた運送約款を使用している事業者が、現在使用している運送約款に今回の標準運送約款等の改正した項目を追加した運送約款に変更する場合

- ・改正した項目を追加した運送約款を使用することについて、改めて認可申請を行う。
- ・認可を受けた運送約款を営業所に掲示する。
- ・運賃及び料金の変更届出を行う。

なお、引き続き改正告示前の標準運送約款等を使用する場合は、改正告示前の標準運送約款等を使用することについて、認可申請を行うこととなります。

また、現在、標準運送約款等ではなく認可を受けた運送約款を使用している事業者が、引き続き現在の運送約款を使用する場合は、手続き不要となります。

### 【対象外事業者】

- ・ 霊柩事業者
- ・ 引越専門事業者
- ・ 複数の都道府県に事業所等がある場合の変更届等の提出先は、主たる事務所を所管する運輸局になります。

### 【同封書類】 (ホームページに掲載・エクセル様式)

- ・ 標準貨物自動車運送約款の改正に関するQ&A (作成にあたり参考にして下さい。)
- ・ 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う運賃料金設定(変更)届出様式例

(ホームページに掲載しておりますので参照して下さい。)

- ・ 標準貨物自動車運送約款等が改正概要等の改正について(国土交通省)
- ・ 標準貨物自動車運送約款等が改正概要(チラシ)
- ・ 荷主の皆様へ 新たな荷主勧告制度の概要(チラシ)

- ・ 提出先 関東運輸局山梨運輸支局輸送課
- ・ 提出部数 3部
- ・ 注意事項 提出年月日は、空欄のうえ、窓口へお持ちください。

なお、11月末までに、協会へ提出して頂ければ、取りまとめて運輸支局へ届出致します。

掲示用標準貨物自動車運送約款は、協会で一括購入して、対象会員に配布します。

### ◆ お問い合わせ先

(一社) 山梨県トラック協会業務部まで

電 話 055-262-5561

FAX 055-263-2036